

府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱

1 目的

この要綱は、労働安全衛生法に基づき、長時間勤務により健康に悪影響が及ぶことが懸念される府立学校（水都国際中学校及び水都国際高等学校を除く。）の職員に対して、健康管理対策として医師による面接指導の実施について必要な事項を定め、職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 面接指導対象者

安全衛生管理者（大阪府立学校職員安全衛生管理規程に規定する安全衛生管理者をいう。以下、「安全衛生管理者」という。）は、次に該当する職員に対して、産業医による面接指導を受けさせるものとする。

ア 勤務の状態等から、疲労の蓄積があると思われる職員で面接指導の申出があった職員

イ 面接指導の申出はないが、安全衛生管理者が必要と認める職員

ウ 教育職員（公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する教育職員をいう。以下、「教育職員」という。）については、府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱に定める時間外在校等時間が1月あたり80時間を超えた職員及び教育職員以外の職員については、時間外勤務手当（25/100及び100/100に係る時間数は除く。）及び休日勤務手当の支給対象時間数が1月あたり80時間を超えた職員

ただし、咲くやこの花中学校に大阪市から派遣される職員は除く。

(2) 実施方法

ア 安全衛生管理者は、上記（1）イに該当する職員にその旨を通知する。また、（1）ウに該当する職員には、速やかに当該月の時間外在校等時間数を通知する。

イ 面接指導の申出を行う職員及び上記（1）イまたはウに該当する職員は、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」（様式1）及び「時間外在校等時間等及びその他自宅での業務時間数記録票」（様式1裏）を安全衛生管理者へ提出する。

ウ 安全衛生管理者は、月1回「面接指導依頼書及び長時間労働が80時間を超えた職員の報告書」（様式2）及び前項により提出を受けた「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」（様式1）等により、産業医に面接依頼及び情報提供を行い、必要に応じて助言を受け、産業医と調整のうえ、速やかに産業医の面接指導を受けさせるものとする。

エ 安全衛生管理者は、上記（1）ウに該当する職員については、少なくとも年度中1回は必ず産業医による面接指導を受けさせるものとし、また、前項における面接依頼の際、必要に応じ、「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」に定める在校等時間管理者によるヒアリング内容や過去6月の時間外在校等時間等を情報提供するものとする。

オ 産業医の面接指導を受ける職員は、その際、自己の健康診断結果票等健康状態の分かる書類を持参する。

カ 産業医は、面接を受ける職員の健康診断結果等を考慮しながら、体調、疲労度やストレスの自覚、睡眠時間・休憩・休日の過ごし方や業務の精神的負担等について把握し、本人への必要な保健指導及び安全衛生管理者への必要な助言・指導を行う。

キ なお、面接指導対象者が、産業医が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う面接指導を受け、その結果を証明する書面を安全衛生管理者に提出したときは、上記ウ～オの面接指導に代えることができる。

(3) 実施報告

- ア 産業医は、面接指導の結果について「面接指導実施報告書」(様式3)により安全衛生管理者に報告する。
- イ 安全衛生管理者は、面接指導実施後に講じた措置など必要な情報を産業医に報告する。
- ウ 安全衛生管理者は、この要綱に基づく実施状況を「面接指導実施状況報告」(様式4)により、年度末に総括安全衛生管理者あて報告する。

3 サービスの取扱い

この要綱による面接指導を受ける場合のサービスは、職務とする。

4 記録の保存

この要綱に定める様式は、5年間保存する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 オンラインタイムレコーダー(OTR)が設置されていない勤務公署に勤務する職員については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正前の府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 改正前の府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱附則第2項の規定は、なおその効力を有する。